

ドイツにおける国際会計の問題点

— 特に、大陸系と英米系の会計処理¹⁾を巡って —

森 美智代

- I. はじめに
- II. 商法会計規定とEC²⁾会計指令の調整
 - 1. EC会計指令における「選択権」の役割
 - 2. ドイツ対イギリスにおける会計問題
(ヨーロッパ大陸系対アングロ・サクソン系)
- III. 国際会計基準の位置づけ
 - 1. 従来 of 国際会計基準への対応
 - 2. 国際会計基準の検討の必要性
 - 3. 国際会計基準の財務諸表への影響力
- IV. ドイツ対アメリカにおける会計問題
(ヨーロッパ大陸系対アングロ・アメリカ系)
 - 1. 財務諸表哲学の相違
 - 2. 国際会計基準のフレームワーク
- V. 事例研究
 - 1. ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場の背景
 - 2. 決算報告の反響
 - 3. 会計処理にみられる会計政策
- VI. 結びに代えて

I. はじめに

1985年の商法改正後、ドイツでは従来の会計理論では根拠づけられない会計問題に対処することになった。この新しい会計問題の背景には、従来から保守主義を重視する債権者保護に基礎づけられた会計制度の枠内で、EC会計指令の国内法化という目的のもと、アングロ・サクソン(anglosächsisch)系諸国の会計処理を商法に導入しなければならない現状があった[Biener/Berneke, 1986, S. 182] といえる。その代表的な会計問題の一つとして挙げられるのが、貸借対照表補助的計上 (Bilanzierungshilfe)³⁾の会計処理である。今もなお、この会

計項目には理論的に根拠づけられる統一した見解が存在しておらず、曖昧な法的概念となっている。このアングロ・サクソン系の期間損益計算を前提とした会計処理を含め、財務諸表の国際的調和化という観点のもと、今後ドイツは、EU (European Union) 連合の加盟国であるイギリスからだけでなく、国際会計基準 (International Accounting Standards = IAS) へ強い影響を与えているアメリカという両サイドから、英米系 (アングロ・サクソン/アメリカ系) 諸国で一般に行われている会計処理を検討する必要に迫られるであろう⁴⁾。

本稿では、EC 会計指令と商法の調整の争点の一つであった英米系 (アングロ・サクソン/アメリカ系) の会計処理の本質に焦点を絞って、貸借対照表補助的計上の商法への導入の背景を考慮し、国際会計の視野から検討することにする。

そこで、まずドイツの制度会計が、EC 会計指令との調整のため、どのような問題に対処しなければならなくなったか。次に、IAS を考慮しなければならなくなった現状ならびに IAS への今後の対応について検討する。さらに、大陸系 (kontinental-europäisch) と英米系の会計処理の基礎にある財務諸表哲学 (Bilanzierungsphilosophie)⁵⁾ の相違を明確にし、英米系の会計処理を基礎とする IAS のフレームワークを探求することにする。最後に、事例研究として、ドイツの IAS 研究を推し進めることになった一要因でもあるダイムラー・ベンツ社 (Daimler-Benz AG.) のニューヨーク証券市場 (New York Stock Exchange = NYSE) への上場を契機に、ダイムラー・ベンツ社の上場までの背景、決算報告後の反響、さらに会計処理の問題を取り上げることにする。しかし、ダイムラー・ベンツ社の詳細な財務諸表の分析は、紙面の都合上、次稿に譲ることにする。

当該の研究は、従来の会計理論では根拠づけられなくなった繰延項目 (貸借対照表補助的計上項目、計算限定項目) についての研究の一端として、英米系諸国の会計処理として代表的な繰延の会計処理に、ドイツがどのように対処していくかという問題を踏まえ、今後 EU の会計指令および IAS を巡って、従来の研究には見られなかった新しい傾向にある現在のドイツの会計研究に求められた問題を探求することに努めたい。

注

- 1) ドイツの論文ではアングロ・サクソン (angelsächsisch) 系とアングロ・アメリカン (anglo-amerikanisch) 系という用語が、明確な区別をして用いられているとは限らない。しかし、英米法として、ここではアングロ・サクソン系 (特に、イギリスを対象として)、とアングロ・アメリカ系 (特に、アメリカを対象として) とに区別して論述を展開することにする。
- 2) 1993年11月以前の資料による記述はEC会計指令とされているが、1994年のドイツの論文では、EU (EU-Bilanzrechtlinien) が用いられている。また1995年には、EU加盟国はオーストリア、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーを含む16カ国になることが予定されている。フィンランドは、1994年10月16日の国民投票で1995年1月の加盟が承認された。
- 3) 法的解釈によれば、貸借対照表補助的計上は商法第269条および商法第274条に導入された法の未確定概念として説明される。しかし、理論的見解によれば、貸借対照表補助的計上は法的解釈よりも広義に解釈され、一般に「選択権」が与えられた貸借対照表計上項目として解釈される。
- 4) K. Kütingは、EC会計指令の調整を第一調和化ラウンドとして、しかも、第一調和化ラウンドは12カ国の会計指令の転換によって完結したものとしてみなし、また第二調和化ラウンドは、アメリカGAAPを基礎とする調和化としている[Küting, 1993b, S. 357-358]。
- 5) K. Kütingは、「完全に異質のドイツとアングロ・サクソン系諸国の規則を単に混合した財務諸表規則にすることは避けなければならない。この二つの法領域は、異なる会計規則に基づく解決方法をとることになる。この二つのシステムは、異なった枠組みに基づいて初めて説明できる」[Küting, 1993a, S. 38]と述べている。

II. 商法会計規定とEC会計指令¹⁾の調整

1. EC会計指令における「選択権」の役割

商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する「基準性の原則」(所得税法第5条第1項)を基礎として、ドイツの会計制度は成立していると考えられる。この商事貸借対照表と税務貸借対照表という二本柱の会計制度をとっているドイツの会計処理と、またアングロ・サクソン系諸国、特にアメリカにみられるように、商事貸借対照表と税務貸借対照表とがそれぞれ独立しているというシステムをとっている国の会計処理とでは根本的な違い

が生じるであろう¹⁾。

1985年の商法改正にあたって、まずドイツは、ヨーロッパ経済共同体条約第53条第3項gに基づき、EC第4号指令、第7号指令および第8号指令を通じて、ヨーロッパ共同体内の財務諸表、その監査および公開についての国内の規定の調和化、比較可能性をめざして、連合国間の経済的かつ社会的進歩を確保することを目的に推進してきた。この共同体の作業は、1975年3月25日の共同体の設立から始まり、1993年11月1日には、マーストリヒト通貨条約を巡ってヨーロッパ連合（European Union）として新たな段階を迎えた。この連合の財務諸表の調和化にあたり、各国の違いを考慮して、絶対的な統一ではなく、むしろ調整は連合国の財務諸表実務における違いを相互記載ないし財務諸表の実務の受入れによって、一貫した共通の国際的財務諸表の実務に縮小することに集中した[Küting, 1993, S. 31]といわれている。このように相対化された本来の目的が、今後どの程度EUの会計指令によって実現されるかが問題になる。

その際、加盟国間の調整に、「選択権」の果たす役割は大きいと思われる。そしてその「選択権」の意義を、K. Kütingの見解にみることができる。ドイツでは、表1-(1)(2)で示されるように、個別財務諸表が重視されている。この個別財務諸表の規定が定められているEC第4号指令には、62条の条項が規定され、その規定には76の「選択権」が存在する[Küting, 1993a, S. 31]といわれている。この「選択権」は貸借対照表の基本問題に関係しているにもかかわらず、「妥協の手段」(Mittel des Kompromißes)としての役割を果たしている。また、P. Rostが指摘しているように、「選択権」はEC加盟国の各国の伝統的な会計慣行を維持するだけでなく、財務諸表の作成に際して、各国の観点から新しい「選択権」の受入れによって広範囲の弾力的対応を可能にし、他方では、調和化に必要な範囲内において、EC諸国内での財務諸表の作成の範囲を狭めるという役割をもっている。このような「選択権」の性質から考え、EC第4号指令、第7号指令および第8号指令は、適用しうる財務諸表の「選択権」の総計としてみなされている。しかし、この「選択権」によって新しい選択が可能となることが、

各国の特有の会計方法をもたらし、かえって財務諸表の相違を減らそうとする調和化の目的に逆らうことになる[Rost, 1991, S. 21, in: Küting, 1993a, S. 31]といわれている。

表1-(1) ドイツとアメリカにおける個別財務諸表の比較

No.	事 象	ド イ ツ	ア メ リ カ
1	保守主義の重視度	著しく影響；具体的な原則に対して疑問の余地があるほど支配的である。	僅かな影響；いわゆる対応の原則が疑わしいほど重要である。
2	実現主義の意義	保守的（厳格な）解釈	例外が可能である。
3	名目評価主義	取得原価が超過されてはならない（＝絶対的価値限定）	例外が可能である。
4	継続性の原則の意義	なるほど、形式的：継続性の命令、しかし實際上：多くの例外	継続性の厳格な解釈
5	秘密積立金の設定の可能性	広範囲に選択権および裁量の余地によって与えられている。	相対的に少ない：会計法は、非常に厳格なものとして示されている。
6	評価の単一性	二つの同一対象物は、個別評価の原則に基づき異なる減価償却に従って簿価の減価が行われる。 個別評価の原則は、評価の単一性の原則を逸脱しうる。	同対象物は、貸借対照表上等しく処理される。評価の単一性が優先される。
7	税法上の減価償却およびいわゆる非課税引当金	容認：選択権	商事貸借対照表への税法上の影響はない。というのは逆基準性の原則がないからである。
8	自己の研究および開発費	原則上積極側計上禁止	ある前提のもと積極側計上選択権
9	固定資産としての有価証券	一時的価値の減少に際しての償却の選択権；実際上の価値増加の選択権	予想上の価値減少の継続に従属した償却；通常からの増加はない。

10	持分の評価	取得原価に従って評価	基本的影響がある場合に、持分法に従った評価
11	存続確保	実現主義の厳格な特徴づけ；原則上完全な契約方法	建設の進捗度による利益実現主義＝契約方法の按分が容認され、実務においては、一般に用いられている。
12	完成品および仕掛品の評価	個別あるいは総原価での評価が可能	原則上：総原価での評価、しかし一般的管理費を算入しない。
13	組織された市場へ供給される財	厳格な名目価値主義	ある対象物あるいは一定の領域について証券取引所あるいは市場価格での比較的高い評価が可能である。
14	製造期間に配分される他人資本利子	積極側計上選択権	建設工事の場合における有形固定資産および棚卸資産の場合の積極側計上義務；その他の棚卸資産の場合には積極側計上禁止
15	流動資産としての有価証券	個別評価原則が尊重されなければならない；実際上の価値増加選択権	厳格な低下主義の考慮のもと全体的なフォートフォリオの総合評価
16	将来価値での評価	商法第253条第3項3文に従って流動資産において容認	禁止
17	繰延税	消極側の繰延税のみが計上義務＝希な例外	積極側および消極側繰延税の計上義務；また項目の評価における実現主義の不確実性を考慮して損失繰延から期待できる税累積についての計上義務。
18	引当金設定の可能性	相対的に大幅な適用	非常に制限的（連邦財政裁判所の判例に匹敵する）

19	年金債務	いわゆる新しい約束についての消極側計上義務；いわゆる古い約束についての消極側計上選択権；時価方法による評価	計上義務（年金資金への累積的支払いと現金価値方法に従って決定される保険計算上の見積との間の積極側あるいは消極側の差額が、決算日まで支給される扶助の額を将来の賃金あるいは給料の上昇を考慮して決定する限り）。
20	損益計算書の構造	選択：売上原価あるいは総原価方法	売上原価方法

（出所）Küting, K., US-amerikanische und deutsche Bilanzierung im Vergleich-unter besonderer Berücksichtigung der Konzernrechnungslegung und des Daimler-Benz-Listing in New York 1993, *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis* 1993, S. 375-376.

そこで、この「選択権」を基礎としたEC会計指令と商法の調整にあたって、まず解決すべきことの一つは、ヨーロッパ大陸系（ドイツ）の会計処理とアングロ・サクソン系諸国（特に、イギリス）の会計処理との調整であった。この二つの異なった会計処理に関して、指令にはこれらの二つの貸借対照表の別世界のものが関係している[Küting, 1993a, S. 31]と指摘されている。つまり英米系諸国の会計処理には、期間損益計算および継続性の原則が重要な役割を果たしている。それに対して、ドイツの会計処理には、保守主義および実現主義、名目評価主義が重要な地位を占めている[Küting, 1993a, S. 36]（表1-(2)を参照）。これらの会計処理に生じる相違の調整に「選択権」は役立っている。

H. Probstによれば、EC第4号指令の最初の草案は、当時共同体の中で広範囲に展開されていた規定であった1965年株式法に方向づけられていた[Probst, 1992, S. 426]²⁾。その点では、主として、EC第4号指令はヨーロッパ大陸系的に向けられていたといえる。しかし、1972年には、イギリス、アイルランドおよびデンマーク等がEC共同体に参加することになり、この時点からECにおける財務諸表の調和化は次第に困難になった[Probst, 1992, S. 426]といわれている。

表1-(2) 財務諸表の比較

No.	判断基準	ドイツ	外国
1	財務諸表規則の種類および強度	増補的に成分化された貸借対照表法 詳細な法規定（商法）	多くの個別規定：ケースバイケースの決定 （判例）
2	財務諸表システムの展開の担い手	立法者	会計に比較的強い影響を及ぼす経済監査士の主要な職業専門家の機関
3	所有構造	銀行の著しい影響：私的投資家の役割が少ない：高度のコンツェルン化	広く分散した持分：株式情報の優勢
4	貸借対照表上の 自己資本率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$	約 20 %	約 45 %
5	資本市場	長期の融資源として資本市場の重要性が少ない；産業債の重要性が少ない；匿名の他人資本が大規模である。	すでに広く分散した株式をもつ高度に発展した株式資本；産業債の重視；組織的および私的投資家の著しい影響
6	商事貸借対照表への税務貸借対照表の影響	著しい：というのは、逆基準性の原則が存在するからである。（統一的貸借対照表）	影響なし：商事貸借対照表と税務貸借対照表は並立的に独立して存在する。
7	貸借対照表の受け手	債権者，所有者，投資家，信用機関，従業員（＝組合理論）	第一：投資家，信用機関，株主（所有理論）
8	貸借対照表作成の目的	債権者保護，資本維持，分配可能利益の測定	第一：投資家のための意思決定の基礎：分配可能利益の測定
9	個別および連結決算書との関係	個別決算書が長い間支配的である；連結決算書の重要性は著しく増している。	連結決算書が支配的である。
10	財務諸表哲学	責任ないし債権者保護指向	投資者保護指向

Kütting, K., Europäische Bilanzrecht und Internationalisierung der Rechnungslegung, *Betriebs-Berater* 1993, S. 36.

しかし、「選択権」によって、全て調整が十分だとはいえないことも認められるべきである。EC会計指令の各国の国内法化の現状は、J. Lanfermannによって「EC第4号指令の転換後も、財務諸表規定に著しい相違が存在し、そのために、ともかくさまざまな加盟国の企業の財務諸表を相互に比較することは困難である」と指摘される。その理由として、彼は「異なる歴史的展開ならびに経済的および社会的・文化的状況」が、加盟国の「選択権」によって「基本的相違」[Lanfermann, 1992, S. 442, in: Küting, 1993a, S. 32]をもたらすからであると述べている。

もし、そうであるとすれば、将来も比較できない財務諸表が存在し、調和化の過程において分析者に高度の専門的分析力が要求され、さらに分析者は転換の相違を認識して、その相違を分析に適正な方法で適用することが必要となる[Streim, S. 444, in: Küting, 1993, S. 32]であろう。EC第4号指令は、将来の調和化の第一歩としての出発の基盤であり[Lanfermann, 1992, S. 442, in: Küting, 1993a, S. 32]、そして現在、財務諸表は歴史的に重要な根本的変革の段階にある[Rost, 1991, S. 273, in: Küting, 1993a, S. 32]と考えられている。このEC会計指令における調整では、ドイツにとってイギリスとの会計処理の調和化が中心課題となっている。イギリスは、「真実かつ公正な概観」(true and fair view)を最優先主義(overriding principle)的に考え、この考えはドイツの商法における一般条項(Generalnorm)と一致しないのである。というのは、商法における一般条項には最優先主義が欠如し、債権者保護の機能が情報機能を優先している[Goebel/Fuchs, 1994, S. 875]からである。具体的には、ドイツとイギリスの会計処理においてどのような問題があったであろうか。次に、その会計処理を取り上げることにする。

注

- 1) 我が国でも、日本証券業協会がIASCの「金融商品に関する国際会計基準案」に対する意見書をまとめ、その導入を支持している。その際に、日本の会計制度の税法、商法会計、証券取引法会計から成る複雑な関係を考慮すれば、日本の会計制度へのIASの導入は困難であることが指摘されている『日本経済新聞』(1994年6月24日)。
- 2) P. Siebourgによれば、1970年代のイギリスの加盟とともに、ヨーロッパ大陸系の財

務諸表とアングロ・サクソン系諸国の財務諸表の争いが始まったといわれている [Siebourg, 1990, S. 9]。

2. ドイツ対イギリスにおける会計問題（ヨーロッパ大陸系対アングロ・サクソン系）

ここでは、K. Kütingのいう調和化の第一ラウンド（I注4を参照）であるEC会計指令との調和化を問題にすることにしたい。この調和化には、ドイツ対イギリスの会計処理の調整が中心課題となった。ドイツが、EC会計指令との調整のために、前述のような「選択権」を与えることによって妥協しなければならない会計処理があった。ドイツとイギリスの財務諸表には、やはり基本的な相違が存在するといえる。つまりイギリスの企業は、「真実かつ公正な概観」の原則の達成ないしは維持のために、会計基準委員会（Accounting Standards Committee = ASC）による会計基準実務報告書（Statement on Standard Accounting Practice = SSAP）ならびに会計基準審議会（Accounting Standards Board = ASB）による財務報告書（Financial Reporting Releases = FRR）という枠組み内で、法的個別規定を無視でき、ないしは無視せざるをえない結果となる[Küting, 1994b, S. 71]といわれている。このことが「真実かつ公正な概観」の原則の最優先主義と考えられる。この考えは「正規の簿記の諸原則」（Grundsätze der ordnungsmäßiger Büchführung = GoB）（一般条項）と一致せず、さらにドイツの会計処理目的、つまり債権者保護と一致しない[Küting, 1994b, S. 71]ということである。

そこで、EC会計指令における調和化にあたり、具体的にはどのような問題があったかについて、K. Kütingの見解に基づき検討することにする。

- (1) 研究開発費は、ある条件のもとでは積極側へ計上可能である¹⁾。
- (2) 自己創設の無形固定資産（例えば、特許権、免許権、商標等）は、積

極計上選択権が存在する。

- (3) 税の特殊性は、商事貸借対照表では考慮されてはならない。
- (4) 全ての引当金について、原則上消極的計上選択権が与えられている。
- (5) ある特定の固定資産の再評価を通常各年度ごとに行うことができ、従って取得原価主義に反してもよい。
- (6) 棚卸資産項目について、各材料および完成品は、積極側計上が義務づけられる。
- (7) 流動資産についてのみ、売上原価は積極側へ計上されなければならない。しかし、自己創設の固定資産は除く。
- (8) リース資産に対応する債務の積極側計上は可能である。
- (9) 無利子および低利子の債権は、元金を下る利子控除は認められない。
- (10) 他人資本利子の他に、さらに他人資本費は積極側へ計上されうる。
- (11) 貸借対照表および損益計算書は、勘定式あるいは報告式で作成される。
- (12) 連結財務諸表における暖簾および営業権は、準備金との決済によって見積もられるべきである。
- (13) 子会社の資本結合の範囲内において、単に再評価が適用されるにすぎない。
- (14) 持分法の範囲内において、資本持分法が適用されるに過ぎない。
- (15) 連結財務諸表における少数株は、連結財務諸表の自己資本には記載されない。

このような会計処理におけるドイツとイギリスにおける調和化には、依然として、完全に異なった会計処理界（Bilanzierungswelten）が存在すると考えられる[Küting, 1994, S. 71]²⁾。ドイツとイギリスの間の異なった会計処理の調整に、「選択権」の役割はさらに重要になったであろう。そこで、「選択権」という「妥協の手段」によって、ドイツの代表者は、E C 第4号指令および第7号指令の処理に際して、強制規定の場合に保守主義を阻害することなく、特に期間限定いわゆる対応の原則に妥協している[Küting, 1994, S. 71, in: Biener, 1992, S. 349]といわれる。I A Sもまたアングロ・

サクソン／アメリカ系諸国の会計処理を基礎とすることから、ドイツではより一層英米系諸国の会計処理の検討が必要となるであろう。

そこで、まずIASに対するドイツのこれまでの対応について検討することにしよう。

注

- 1) 開発費の積極側への計上には、利益配当制限の規定が関係しており、ドイツの債権者保護の機能が維持されている[Schruff, 1993, S. 407]。
- 2) EC第4号指令および第7号指令と国内法との調整後も、イギリスとドイツの財務諸表の比較が可能というわけではない。たとえば、イギリスでの積極財の再評価が容認されているのに対して、ドイツでは取得原価を上限とした評価が行われている[Küting, 1994, S. 71]。

Ⅲ. 国際会計基準の位置づけ

1. 従来の国際会計基準への対応

これまでドイツでIASが普及しなかった理由を探求することにする。確かにIASには、アングロ・アメリカの会計原則に適合した国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee=IASB)の一方的な伝達である[Haller, 1993, S. 1304]として、次のような内容でヨーロッパ大陸側からの批判がある。

- (1) IASの構成が体系的でなく、基準の展開が理論的かつ方法論的に根拠づけられていない¹⁾。
- (2) IASの政策的構造および妥協的決定が必要であることを暗示しているが不明瞭である。
- (3) 「正当な手続き」の展開に時間がかかる。
- (4) 言語上の困難。概念の内容に各国の用語の違いおよび財務諸表の見解の違いがあり、合意が困難である。

(5) 企業への I A S の拘束力の弱さ
等が挙げられる。

このようなことから、ドイツでは文献および実務においても I A S C の仕事は重視されていない。そして、ドイツは I A S C に合意していない国としても良く知られている。そのことは、次のようにも述べられる。I A S C の業務にドイツの会計職業専門家の消極的な態度は、I A S C への資金援助がないことから明らかであろう。また I A S C 定款に従った二人の代表者が可能であるにもかかわらず、一人だけが審議会に出席しているという事実、さらに運営委員会にはドイツの「会計士」がいない[Haller, 1993, S. 1305]ということが、I A S への無関心さの理由として指摘される。

また、I A S の受入れはドイツ国内にも問題があるといえる。つまり

(1) ドイツには、アメリカの F A S B (Financial Accounting Standards Board) のような基準設定機関が存在せず、会計規定は国家によって公布される。

「基準設定機関」が I A S C と協力することができず、財務諸表基準と I A S の調整は、ドイツでは法の編纂という範囲内において、結果的に国家の法改正によってのみ達成される（表 2 参照）。

表2 IASに対する国内の財務諸表規定の対応

財務諸表規定が立法者によって規定される諸国	IASを直接転換できない。国内の規定に違反しない限りにおいて、適用される。	ドイツ、フランス、日本、オランダ、イタリア、デンマーク、ブラジル、スイス
経済監査士組織が拘束力のある財務諸表原則を公表することができる諸国	IASが施行可能である。イギリスでは「会計基準委員会」が会計実務基準報告書(SSAP)と国際会計基準(IAS)との合意に努めている。	イギリス、オーストラリア、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、ジャマイカ
財務諸表規定が法律および経済監査士組織によって形成されるのではなく、独立した組織によって形成される	アメリカの経済監査士組織であるAICPAは、1973年に財務諸表指令の発令に権限をFASBに委ね、アメリカの証券局のSECとともにアメリカ基準の展開および遂行に二つの機関が権限を有している。	アメリカ

IASを間接的規定としている国

ボツワナ、マレーシア、パキスタン、キプロス、マラウイ、オマン、ジブウエイ

IASを修正し国内の財務諸表規定の出発点としている国

フィジー諸島、イタリア、ケニア、ナイジェリア、南アフリカ、香港、ジャマイカ、クウェート、シンガポール、インド、カナダ、レソト、スリランカ

※ イギリスの法と社会構造における関係が過去に存在する。

これらの国では、アングロ・アメリカ系諸国指向のIASの転換を経済監査士団体によって容易にすることができる。

(出所) Rost, P., *Der internationale Harmonisierungsprozeß der Rechnungslegung*, Frankfurt am Main 1991, S. 146-148, 174. から作成している。

- (2) ドイツでは、アングロ・アメリカのような会計職業専門家の権限を有する「会計士」が存在しない。国の「会計職業専門家」の地位が強化されればIASCへの影響力があり、さらに国内の会計基準の形成にも影響力が強くなる²⁾。経済監査士の職業にある者だけが、IASCにおける積極的役割に権限を感じており、IASCの審議会に代表者を出している³⁾。
- (3) 経済監査士のような職業専門家の地位の者および産業界も、IASC

の業務ないしは国際的問題に必要な資金および人材を提供しようとしな
いし、またできない。

(4) 中心的な会計原則が、次のような点で I A S C の見解と矛盾する。

- ①「真実かつ公正な概観」の原則が中心的意義をもつ
- ②保守主義より期間的に適合した損益決定の優先
- ③秘密積立金の否定
- ④基準性の原則の否定
- ⑤例外的ケースの時価評価

等[Haller, 1993, S. 1305]の理由によって、これまで I A S への関心は薄か
ったと考えられる。

しかし、今後の状況は変化することが予想でき、それを A. Haller の見解
にもみることができる。ドイツは I A S C からだけではなく、E C 委員会
および会計諮問フォーラムの活動との関係によって、ドイツの貸借対照表
見解への圧力が常に強化され、国際的に普及したアングロ・アメリカの財
務諸表規則への傾向は回避できなくなるであろう。もしこれが確かである
ならば、これは全く悲観的な見解であり、むしろパニックである[Haller,
1993, S. 1305]といわれている。しかし、A. Haller は、ドイツの多国籍企
業にとって I A S は重要で、連結財務諸表の作成にアメリカの会計原則は
回避できない傾向にある[Haller, 1993, S. 1305]ことも認めている。このよ
うな I A S の影響力は、W. Schruoff によれば、国際統一が資本市場の情報
調達という背景のもとに論じられ、その議論は個別財務諸表よりも連結財
務諸表に集中している。それは、個別財務諸表よりも連結財務諸表への I
A S の適用が、実質的な法の修正をそれほど行うことなく引き継ぐことが
できるという利点に、その理由があるであろう。

次に、I A S への関心が深まる背景を検討することにする。

注

- 1) ケースバイケースの会計問題の解決は、アングロ・アメリカの見解に適合している
[Macharzina, 1981, S. 366 in: Haller, 1993, S. 1304]。また、「IASCの概念的フレー

ムワークの展開と『比較可能性プロジェクト』に努められるIASとの相互的整合性が、将来この批判を緩和することになるであろう[Haller, 1991, S. 12]とA. Hallerは述べている。

- 2) IASCには、アングロ・サクソン系の見解が支配的であることは無視できない。しかし、アングロ・サクソン系諸国の会計処理が優勢であることは、アングロ・サクソン諸国の財務諸表哲学に世界的規模で普及の基礎が備わっていた結果であり、IASCにおけるドイツの代表者の影響力の弱さではない[Schruff, 1993, S. 405-406]という見解もある。
- 3) ドイツ経済監査士機関(IDW)と経済監査士団体(WP-Kammer)がIASCのメンバーである。

2. 国際会計基準の検討の必要性

これまでのドイツにおける会計の中心的課題は、主としてEC会計指令の国内法化のもとでの商法上の会計規定の検討であった。ドイツでは、前述の通り、国内法への転換が義務づけられ、法的拘束力をもつEC会計指令に対して、国際的会計職業専門家による委員会によって定められた法的拘束力のなつまり勧告としての性質をもつIASについての研究は、これまであまり行われてこなかったし、またIAS第26号までは、商法の会計規定とIASが一致していないところが多かった(表3参照)。

表3 54カ国の国際会計基準の適用状況

国際会計基準	国内規定としてIASを引き継いでいる	国内規定の出発点としてのIAS	国内規定がIASと一致し、従属的に展開する	国内規定がなく、実務はIASと一致している	国内規定はあるが、IASと一致していない	国内規定もなく、実務はIASと一致していない
第1号 会計方針の公開	7	7	25	9	(3)	2
第2号 取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示	7	4	30	7	(5)	1
第3号 連結財務諸表	7	4	21	13	(4)	4
第4号 減価償却の会計	7	7	(29)	10	1	0
第5号 財務諸表に開示すべき情報	7	6	(28)	11	2	0

第7号 財産変動表	7	4	24	15	(1)	3
第8号 異常損益項目、前期修正項目および会計方針の変更	7	3	(30)	8	4	2
第9号 研究および開発活動の会計	7	4	18	12	(7)	2
第10号 偶発事象および後発事象	7	6	28	11	(1)	1
第11号 工事契約の会計	7	6	21	15	(2)	2
第12号 法人税等の会計	7	3	16	8	(9)	6
第13号 流動資産および流動負債	7	5	(26)	13	2	1
第14号 セグメント別財務情報の報告	7	2	6	10	(7)	19
第15号 物価変動の影響を反映する情報	4	0	(5)	11	5	22
第16号 固定資産の会計	7	3	26	14	(2)	0
第17号 リース契約の会計	7	3	15	10	(6)	11
第18号 収益の認識	7	4	18	18	(2)	1
第19号 事業主の財務諸表における退職給与の会計処理	6	4	13	9	(3)	11
第20号 国庫補助金の会計および政府援助の公開	6	1	(17)	14	4	7
第21号 為替相場変動の会計処理	7	6	17	11	(6)	4
第22号 企業結合の会計処理	6	2	15	14	(5)	8
第23号 借入費用の資産化	7	4	15	17	(2)	5
第24号 特別利害関係者の開示	4	1	15	12	(2)	14

第25号 投資の会計処理	4	3	(16)	14	5	4
第26号 退職給与制度の会計と報告	4	3	6	9	3	(15)

(出所)Rost, P., *Der internationale Harmonisierungsprozeß der Rechnungslegung*, Frankfurt am Main 1991, S. 149-173.を参照して作成している。()の数字にはドイツの会計制度が含まれる。

しかし、A. Hallerの見解にもみられるように、最近では、IAS第32号草案の公表(1989年1月1日)後、ドイツの会計基準とIASとを比較検討した研究(表4参照)が公表されている。

そこで、なぜ国際会計基準の検討の研究が行われ始めたのであろうか。各論文から、次のような四つの点に、その根拠があるように思われる。

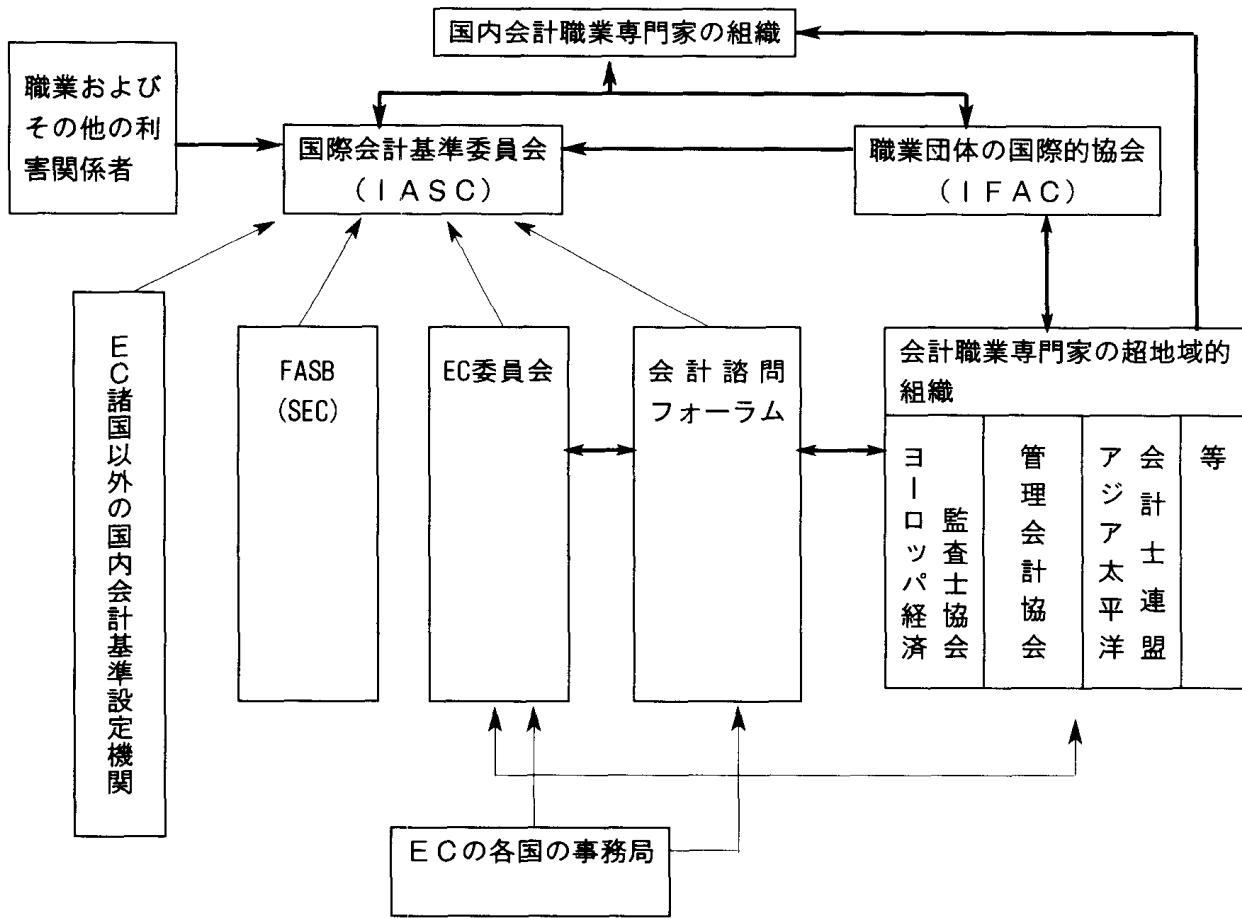
- (1) 国際化した企業の財務諸表として個別財務諸表より連結財務諸表の重要度の高まりとともに、連結財務諸表へのIASの適用の必要が生じた。
連結財務諸表へのIASの適用可能性について、3で検討することにする。
- (2) EC委員会とIASCの審議における委員会の構成に相互関係が生まれた(図1参照)。

IASCは、世界的レベルでの研究および調和化を促進することに努め、国際的組織として、諮問グループの設置に財務諸表の作成者および利用者の参加を達成した¹⁾。この諮問グループの会議に、国際連合(United Nations=UN)および経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development=OECD)およびEC委員会の代表が、オブザーバーとして参加している。他方、EC委員会は、1990年に財務諸表に関して、企業の財務諸表作成者および利用者の他に参加諸国の「基準設定機関」から成る諮問フォーラム(beratendes Forum)を開催した[Manfred, 1990, S. 482-486 in: Schruoff, 1993, S. 402]。またEC委員会はIASの研究会に参加し、諮問委員会で発言している。さらに1990年

からEC委員会は「比較可能性および改善」のプロジェクトの審議および指導委員会にオブザーバーとして参加している。しかし議決には参加していない[Probst, 1992, S. 427, Haller, 1993, S. 1302]。

このように、財務諸表の国際的調和化を巡ってIASBとEC委員会に相互関係が生まれているといえよう。

図1. 国際会計基準とその関係網



(注) 太線は、参加会員のIASBへの影響力を示し、細線は、審議活動のIASBへの影響を示している。

(出所) Haller, A. Die Rolle des International Accounting Standards Committee bei weltweiten Harmonisierung der externen Rechnungslegung, *Der Betrieb* 1993, S. 1299.

(3) EC会計規定および商法の規定では充たされない特別の個別規定がIASに求められる。

EC会計指令の規定に新しく組み込まなければならないリース、外貨換算、新しい金融商品ならびに利益実現の原則の具体化等について、

広範囲に及ぶ調和化の必要が生じている[Probst, 1992, S. 431]。

(4) IASCと証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commission and Similar Agencies = IOSCO) の協力

IASCは、IOSCOとの共同研究によって、原則の承認および展開を求めている。他方IOSCOは、IASの基準に準拠した財務諸表が上場認可条件として承認されることを支持し、IASの改善および完成と「選択権」の縮小をもとめている[Schruff, 1993, S. 403]。外国の証券取引所での証券を発行しようとする企業は、直接的に証券取引認可機関の国内規定に適合しなくても良いが、IASに準拠して年度決算書を作成しなければならないか。あるいは「調整表」をIASに準拠して作成しなければならないかである[Karel van Hulle, 1994, S. 16, Haller, 1993, S. 1303]。このIASCとIOSCOの協力は、実質的にIASを適用する企業が増加すれば、成功したものとしてみなされる[Haller, 1993, S. 1302]であろう。

以上、四つの観点から、ドイツにおけるIASの研究の必要が生じると考えられる。そのことはドイツにイギリスだけではなく、アメリカの会計処理の検討を余儀なくすることにもなるであろう。またChandlerが、アメリカおよびイギリスの会計原則のIASへの影響力を「会計帝国主義」(accounting imperialism)として述べている[Chandler, 1992, S. 225, in: Haller, 1993, S. 1304]。この点でも、IASにはアングロ・サクソンの特徴が強いことが伺える。次に、前述の(1)の根拠に焦点を絞り、ドイツの財務諸表へのIASの影響力について検討してみたい。

注

- 1) IAS第27号まで、IASが支持されなかった理由の一つに、IASの設定のために財務諸表の利用者および利用者が参加していなかったことが指摘され、この財務諸表の作成者および利用者の参加によって、他の国際的組織の調整のための諮問グループの整備が達成された[Schruff, 1993, S. 401]といわれている。

3. 国際会計基準の財務諸表への影響力

前述のことを考慮すれば、IASは連結財務諸表の表示能力および比較可能性の改善（表4参照）という意味において、ドイツの連結財務諸表への一層の発展に寄与できる[Schruff, 1993, S. 423]であろう。

それでは連結財務諸表にどのようにIASが適用できるのかについて、W. Schruffの見解に従って検討してみたい。

- (1) 連結財務諸表は、ドイツ法によれば課税および利益分配の基礎資料でもなく、情報目的つまり管理のための会計報告のために役立つ。その点で、連結財務諸表レベルでは、ドイツとアングロ・サクソンの特徴づけられたIASCの見解と何ら異ならない。IASCは、財務諸表は、専ら企業の財務上の状態、その変動ならびに業績能力についての情報を伝達するという役目を有するという見解である。
- (2) 比較可能性および調和化についての国際的議論は、暗示的ではあるが連結財務諸表に集中している。ドイツにおいても連結財務諸表は、新規定の施行以後も企業の国際化¹⁾にともない、これからもますます重要な地位を占めるであろう。
- (3) 1965年株式法の連結財務諸表と異なり、新商法の連結財務諸表における貸借対照表計上および評価は、関連企業の財務諸表と完全に独立している。ドイツのコンツェルンは、連結財務諸表から税法上の逆基準性の影響を排除することができる。この実務が、一貫して続けられるのであれば、少なくともIASの原則に従って連結財務諸表が作成されるであろう。
- (4) 連結財務諸表の商法規定は、EC加盟国の企業の選択権によりEC第7号指令を転換しようとする立法者の意図によって規定されている。この規定によるドイツ国内の連結財務諸表の比較可能性は改善されるというよりも、むしろ悪くなっている。また、体系的に不都合な個別の選択権も商法に転換されている。外国の財務諸表における外貨換算のような中心的な問題については完全に規定されないままになっている。

等[Schruff, 1993, S. 411-412]の理由から, I A Sの連結財務諸表への適用は, 個別財務諸表よりも可能性が高いといえる。

さらに, W. Schruffは, I A Sがドイツの連結財務諸表へ適用された場合の影響について述べている。

- (1) 現行法では I A Sの適用が連結財務諸表に可能というわけではない。
- (2) 将来法では I A Sは完全に基礎としてドイツの連結財務諸表へ適用できる。I A Sは, ドイツ法における情報機能のみをもつ連結財務諸表の表示能力の改善に寄与する。
- (3) I A Sの引継ぎは, 選択権を縮小し, 規則の不備を補う結果となる。

I A Sは, 比較可能性を改善し, 客観化の基準に適合するための前提となる。

- (4) I A Sの連結財務諸表だけに適用することが, 親会社の個別財務諸表における会計処理方法からの独立を招く。ドイツのコンツェルンには, 商事貸借対照表の作成のための多大の費用がかかるという問題がある(しかしケースバイケースの調査が必要)。
- (5) E C諸国内および世界的範囲での財務諸表の広範囲の統一についての議論は, 連結財務諸表に焦点を絞ることが重要となるであろう。

等[Schruff, 1993, S. 421-422]が述べられる。個別財務諸表よりもむしろ連結財務諸表への I A Sの適用が, 債権者保護および課税の体系に介入することなく国際的な調和化の可能性が高いことが認められる。

しかし, I A Sのようなアングロ・サクソン系諸国の会計基準の適用には問題点があるといわれる。つまり, ドイツの財務諸表結果(損益)に関して, H. Bienerによれば, イギリスの会計基準を適用することによって, 50%高い財務諸表結果となったといわれる。たとえば, シーメンス社(Siemens AG.)の1991年9月31日の連結財務諸表の利益1.8億ドイツ・マルクが, イギリスの会計基準に準拠すると2.7億ドイツ・マルクになるということである。この利益は, アメリカのGAAP(Generally Accepted Principles)を適用すれば, もっと高くなる[Biener, 1992, S. 350]といわれている。さらに, H. Kleberは, 貸借対照表計上および評価の選択に基づく差額に際して,

ドイツにおける多くの選択権は、比較的高い「秘密積立金」が予想されるであろう[Kleber, 1993, S. 395]と述べている。つまり、債権者保護を基礎とするドイツの財務諸表は、アングロ・アメリカの連結財務諸表よりも、利益表示の観点から比較的低い数字の傾向にあるであろう²⁾。このようなアングロ・サクソン系諸国の会計基準の適用に対する危惧がある反面、A. Hallerのように、ドイツの多国籍企業にとって将来IASへ注目されることになれば、連結財務諸表の作成に際してアメリカの会計原則を避けることはできない[Haller, 1993, S. 1305]という見解もある。

しかし、IAS第27号の連結財務諸表の段階では、ドイツの商法上の規定からの逸脱、実務的意義の少なさを考慮しても、まだ連結財務諸表へのIASの適用は困難であるということはいうまでもない[Schruff, 1993, S. 400参照]。ドイツは、調和化の第二ラウンドとして、IASを巡ったアングロ・アメリカ系の会計処理との調和化を検討しなければならないという現状にある。そのためには、アメリカの財務諸表哲学との相違ならびにIASのフレームワークを検討すべきであろう。

注

- 1) J. Baetgeは、国際化が進む理由としてK. Piltzの見解[Baetge, 1993, S. 102]に基づき、次のことを挙げている。
 - ①全世界に及ぶ適切な情報に備えることのできる技術的な進歩
 - ②商品およびサービス提供の限界を超えることのできる情報を利用できる
 - ③中央アジア・ヨーロッパおよび北アメリカ等の経済的部門での競争
 - ④市場経済の秩序のためのシステムの要素としての経済的進歩への努力等を挙げている。
- 2) 債権者保護を基礎とするドイツの会計処理は、アメリカの会計処理に比べ保守的であるというのが一般的見解である。

IV. ドイツ対アメリカにおける会計問題（ヨーロッパ大陸系対 アングロ・アメリカ系）

1. 財務諸表哲学の相違

K. Kütingのいう調和化の第二ラウンドであるドイツ対アングロ・アメリカ系の財務諸表の調和化が、IAS（特に、第32号草案¹⁾）を巡って問題となる。この問題の解決には、二つの財務諸表の根本的な相違を探求しなければならない。その財務諸表の相違は財務諸表哲学の違い²⁾から生じるとして、K. Kütingは、表1-(1)(2)のような比較によって財務諸表の哲学の相違の抽出に努めている。

そこで、主な財務諸表の哲学の相違について、K. Kütingの見解を整理すると、まず、コモンローの法体系をとるアメリカと成文法による詳細な法規則をとるドイツの違いが明らかになる。また、表2に示されるように、会計規定の制定に違いがある。特に、会計規則は、アメリカの場合には、原則上公認会計士のような職業会計専門家によって規定されて、公表される。そして、この規定はアメリカの証券取引委員会の「実質的な権威のある支持」に甘んじることになる³⁾。つまり、「公認会計士のような職業会計専門家によって展開された会計法は、資本市場の秩序の形成に役立っている」[Küting/Hayn, 1992, S. 38-43, in: Küting, 1994, S. 74]といわれる。この資本市場の意義の違いも両国の財務諸表の違いに影響している。というのは、資本市場における投資家の保護という立場から財務諸表の公開の程度にも反映しているからである。さらに、アメリカの税法システム（若干の例外を除き、会社法と税法は相互に結びつかず、また影響されない）からは、ドイツのような基準性の原則のような商法と税法の関係は生じない。

またアメリカの場合には、連結財務諸表が重要視され、親会社の個別財務諸表に対して、連結財務諸表は表示可能な情報源として、公正な表示（fair presentation）の原則に役立っている。SECは、原則上、連結財務諸表の提

出を求め、例外の場合として連結財務諸表は個別財務諸表によって補足される[Eisolt, 1992, S. 119, in: Küting, 1994, S. 74]。F A S Bは、原則的には連結財務諸表を優先するというわけではないが、上場企業の連結財務諸表は、個別財務諸表と一致しており、連結財務諸表で判断する会社は、個別財務諸表を作成する必要はない[Gräfer, 1992, S. 4, in: Küting, 1994, S. 75]としている。それに対して、ドイツの場合には、連結財務諸表よりもむしろ個別財務諸表が重視され、債権者保護のもとに保守主義および責任指向の財務諸表が、特徴的だといえる。アメリカは、投資家保護に基づき「形式に対する実質優先」および「対応の原則」ならびに継続性の原則が重視される。さらに、「公正な表示」が最優先されている[Küting, 1994, S. 75]といえる。このようなアメリカとは異なった考えは、「財務諸表システムのイデオロギー的な基本的思考」[Rost, 1992, S. 13, in: Küting, 1994, S. 75]として示される。

またこの相違は、会計処理にどのような違いをもたらしているかを考察すると、例えば、引当金は、アングロ・サクソン系諸国の会計処理では、ドイツの場合よりも制限されている。また、完成品および仕掛品の評価は、アングロ・サクソン系諸国では原則上総原価で行われる。これは、秘密積立金の制限につながり、ドイツの会計法と比較して実質的に高い資産および自己資本（表1-2参照）となり、また高い利益表示になる[Küting, 1994, S. 75]といわれている。

ドイツ対アングロ・アメリカ系の会計処理には、財務諸表の哲学の相違が存在し、財務諸表の国際化が問われる現在、このような根本的に異なる財務諸表の哲学の検討は、今後財務諸表の調和化の研究には必要不可欠であろう。

注

- 1) 1980年代の終わりまでに、IASをアングロ・アメリカ系およびヨーロッパ大陸系の財務諸表哲学をもつ諸国でできるだけ広範囲に及ぶ承諾を得るために、IASに多くの選択権が含められた。しかし、それが1989年には国際的な証券の認可のために、IASに準拠した年度決算書ができるだけ国際的に承認されるように、IASの改善にあたりIOSCOの要求を充たすことが強調されつつある。その時期に、E32「財務諸表の比較可能性」が公表されたといわれている。この草案は、IASの歴史的転機を示している[Goebel/Fuchs, 1994, S. 874]。
- 2) ドイツとアメリカの会計システムは異なっている。このような異なるフレームワー

- クおよび会計原則の重点の置き方が前提とされている[Küting, 1993a, S. 37]といえる。
- 3) アメリカの場合には、ドイツにおける商法のような財務諸表についての明白な規定は存在しない。アメリカの場合には、二つの組織、つまりSECとAICPA (American Institute of Certified Public Accountant) が財務諸表の形成に関与している。会計規定が、ドイツの場合は、正規の簿記の諸原則 (GoB) を枠組みとした法規定であるのに対して、アメリカは、GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) を枠組みにし、APB (Accounting Principles Board) の意見書およびFASBの報告書に依拠している。両国の会計制度の枠組みは、以下の通りである。

財務諸表の基礎

ド イ ツ	ア メ リ カ
法規定 商法 (HGB) 株式法 (AktG) 有限会社法 (GmbHG) 組合法 (GenG) 公開法 (PublG) 銀行法 (KWG) 保険監督法 (VAG) 正規の簿記の諸原則 (GoB)	明白な法規定は存在しない SEC規則S-X 会計連続意見書 (ARS) 会計原則審議会意見書 (APB) 公認会計士 (AICPA) 会計解釈 財務報告審議会 (FASB) 報告書 一般に認められた会計原則 (GAAP)

(出所) Sonnemann, E., *Rechnungslegung, Prüfung, Wirtschaftsrecht und Steuern in den USA*, Wiesbaden 1989, S. 55.

2. 国際会計基準のフレームワーク

さらに、アングロ・アメリカ系の会計処理を基礎としているIASのフレームワークを探求するにあたり、A. Goebel/M. Fuchsの見解は、注目に値する。彼らの研究は、図2に示されるように、IASの基礎には、「財務諸表作成のフレームワークの原則」(Rahmengrundsätze für Jahresabschlüssen)として、「財務諸表の質的特徴」(Qualitative Characteristics of Financial Statements)が前提とされる。この基礎的前提の枠内には、四つの基準が存在する。

まず第一に、期間限定の原理が確定される。これは、発生主義と収益費用対応の原則である[Goebel/Fuchs, 1994, S. 876]。I A Sの意味の期間に適合した利益決定は、保守主義と対立して容認される。

第二に、ゴーイング・コンサーンが前提とされる[Goebel/Fuchs, 1994, S. 877]。この財務諸表の質的特徴として理解可能性、その下位の原則として、「重要性」がある。

第三に、確実性（信頼性しうる情報）がある。この下位の原則として「網羅性」、「中立性」（恣意性の排除）、「真実性」および「形式に対する実質優先」があり、さらに「慎重性」が信頼性の下位原則として示される。しかし、ドイツの保守主義より I A Sの保守主義は狭義であり、それほど重視されない[Goebel/Fuchs, 1994, S. 877]。

第四に、比較可能性が挙げられる。これは、企業内および企業間の比較可能性を含んでいる。目的適合性と信頼性は適時性に限定される収益費用均衡および質的特徴の均衡の要求によって、また一部では競争の原則の適用によって限定される[Goebel/Fuchs, 1994, S. 877]。

図2 国際会計基準の会計原則のシステム

基礎的仮定	
発生基準 (期間適正, 発生的適合の帰属および費用および収益の決済の原則) ●対応の原則 (収益に関連した期間適合の費用分配)	ゴーイング・コンサーン (企業の継続性の原則)

財務報告書の主要な原則的な質的特徴			
理解可能性	目的適合性	信頼性	比較可能性
	●重要性	●正当な表示 ●形式に対する実質優先 (経済的考察方法) ●中立性 (恣意の排除) ●慎重性 (用心性) ●網羅性 (完全性)	
目的適合および信頼しうる情報の強制			
	◆適時性 ◆利益と費用の均等化 ◆質的特徴間における均等化 (具体的な原則の適用に際しての均等化)		

(出所) Goebel, A., Fuchs, M., Rechnungslegung nach den International Accounting Standards vor dem Hintergrund des deutschen Rechnungslegungsrechts für Kapitalgesellschaften, *Deutschessteuerrecht* 24/94, S. 876.

I A S のフレームワークの原則は、貸借対照表の借方が「資産」、貸方が「負債」および「持分」から構成されることを確定する。基本的な定義では、「資産」は、企業の管理のもと過去の事象の結果として存在し、その資産の中には将来に経済的に企業に対して期待されうる「資産」の支払手段も存在する（資産は、過去の事象の結果として企業によって管理される資源であり、その資源から将来の経済的便益が企業へ流入することが期待される[IASC, 1994, 13, in; Goebel/Fuchs, 1994, S. 878]）。この定義は、結果的に、アングロ・アメリカ系の実務を模範にした動的「財産対象物」である[Goebel/Fuchs, 1994, S. 878]と指摘される。というのは、特徴として、将来の経済的便益ないしそれと結びついた潜在的収益であり、さらに法的所有権のある財産対象物ないし請求権等だけが「資産」を示すのではなくて、企業の経済的所有に帰すべき財産対象物および請求権等も「資産」として示されるからである。つまり、「資産」の定義は、動的な方向づけにより、商法の意味における財産対象物だけではなく、期間に適合した損益計算の達成のための借方計上であり、またこの借方計上には繰延項目（ドイツでは貸借対照表補助的計上項目に該当する）ならびにドイツ商法に反して、借方への計上が義務づけられている無償取得の固定資産も含まれる。しかし、自己創設の暖簾および営業権は、「実現可能性」の必要条件を充たさないことから貸借対照表へ計上できない[Goebel/Fuchs, 1994, S. 879]。

他方、「負債」は過去の事象から生じ、また経済的便益を具体的にする支払手段の流出が債務の決済によって予想される責務[IASC, 1994, 47, §49(b), in; Goebel/Fuchs, 1994, S. 879]として定義される。この定義ではドイツ商法における費用性引当金のような貸借対照表への計上に期間的に適合した損益決定からのみ導出されるような項目は排除される。貸借対照表への計上のためには、二つの基準が前提とされる。一つには、将来の経済的便益の流入および流出についての確実性の条件、二つには、客観的測定および評価可能性である[Goebel/Fuchs, 1994, S. 879]といわれる。

さらに I A S の基礎となっているフレームワークの原則には、貸借対照表および損益計算書に数的表示によって列挙される四つの基礎的評価のカ

テゴリーが存在する。つまり、「歴史的原価」、「時価」、「実現可能価値」（清算価値）および「現在価値」の四つの評価カテゴリーである。

まず、「歴史的原価」では、「資産」は取得原価および製造原価で評価され、「負債」は維持額（場合によっては、所得税と関連して支払額）で評価される。「時価」では、「資産」は調達する現在では再調達原価で評価され、「負債」は支払われるべき総額で評価される。「実現可能価値」（清算価値）では、「資産」は現在の販売価額で評価され、「負債」は通常の営業取引過程での支払いに必要な割引されない金額で評価される。「現在価値」では、「資産」は期待される現在価値の見積りによる評価であり、「負債」は期待される利子を割り引いて求められた支払見積額である。これらの四つの評価カテゴリーが、IASの各基準の中で広義の基本的評価のカテゴリーとして定義されているので、矛盾なく四つの評価カテゴリーに統合できる。

さらに、使用資産の場合には、その経済的耐用年数にわたって計画的に減価償却されるべきである。この場合、原則上継続性の原則が適用される。IASは、減価償却方法が、税法上の理由によって選択されてはならないということを強調している[IAS第4号§8を参照, Goebel/Fuchs, 1994, S. 879]。ドイツは定率法から定額法への変更¹⁾を税法上の理由により実務化しているが、IASは禁止している。交換可能な棚卸資産は、ドイツ商法における個別評価の原則に反し、基準的取扱いとして、先入先出法あるいは平均法に従って価値が決定されるべきである[IAS第2号§第24号を参照, Goebel/Fuchs, 1994, S. 880]。しかし、後入先出法を適用する場合は、適正な報告義務を行って初めて容認される[IAS第2号§第26号を参照, Goebel/Fuchs, 1994, S. 880]。

以上のようなドイツ会計基準とIASの比較は、IASのフレームワークを明らかにすることができる。ドイツの研究者間のIASの検討がダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場を契機としてさらに注目されるといえよう。主なIASとドイツ会計基準の違いは、表4に示す通りである。

表4 ドイツの会計制度と国際会計基準（IAS[1991～1992]）との比較

国際会計基準（IAS）	ドイツの会計基準
第1号 「会計方針の公開」 （1975年1月）	<p>会社は、個別および連結財務諸表の注記に財務諸表の作成に準拠した会計方針を述べることを要求されている。他の事項の中で、次のことが公開されなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸借対照表および損益計算書における項目に適用された会計方法および評価方法 2. 外貨額が含まれるあるいは外貨に生じる勘定科目を含む財務諸表におけるドイツマルクへの換算基準 3. これらの会計方法および評価方法からの正当な逸脱；純利益、財務状況および結果に及ぼす影響は区別して公開されなければならない。 <p>一般的に言って、ドイツの規定と国際会計基準第1号は一致している。</p>
第2号 「取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示」 （1975年10月）	<p>棚卸資産は、原価あるいは時価評価の内、低い方で評価される。ドイツでは（国際会計基準第2号と異なり）棚卸資産の評価が正当な経営判断に基づく限り、また価値変動の結果、近い将来の評価の修正を避けるために必要である限り、さらに価値の引き下げを行うことが可能であることに注意すべきである。</p> <p>同銘柄の株の評価については、後入先出法、先入先出法および利用の順序を決定する他の方法が正規の簿記の諸原則と一致する限り商法によって容認される。しかし、課税の目的のために、平均法と後入先出法が許可されているので、年度決算書では平均法がたびたび適用される（ともかく1990年から、またある状態のもとでのみ）。</p>
第4号 「減価償却」 （1976年10月）	<p>この基準の規定とドイツの実務との間には重要な違いは存在しない。</p>

国際会計基準 (IAS)	ドイツの会計基準
<p>第5号 「財務諸表に開示すべき情報」 (1977年6月)</p>	<p>ドイツの財務諸表は、国際会計基準第5号の要件の大部分を充たしているであろう。主な例外は、次の通りである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ドイツ会社は、市場性ある証券の時価評価を開示することを義務づけられていない。 2. 国際会計基準第5号のもとでは資産、建物および設備の減価償却累計額だけが公開されるべきである。それと対照的に、ドイツでは全てのグループの固定資産における十分な情報が公開されるべきである。固定資産明細表は、繰越の帳簿価格を示すために、付加価値、処分、譲渡および決算期における価値の切り下げとともに、取得原価あるいは製造原価および取得時からの減価償却の累計額を報告する。 3. ドイツでは、国際会計基準第5号のもとで要求されているよりも債権および債務についての正当な資料に関して多くの情報が与えられる。債権は、二つのグループに分類され（1年以内；1年あるいは1年以上の決済期間）、また債務は三つのグループに分類される（1年以内；1年から5年まで；5年以上の支払期間）。
<p>第7号 「財政状態変動表」 (1977年10月)</p>	<p>このような報告書は、たとえ実務において多くの大会社が、ある種の資金フローおよびキャッシュフロー分析を提供したとしても、個別および連結会計報告のどちらにも必要とされない。</p>
<p>第8号 「異常損益項目、前期修正項目および会計方針の変更」 (1978年2月)</p>	<p>国際会計基準第8号と対照的に、ドイツでは、前期間の項目および修正額は、とにかく会計方針における変更から生じ、年度利益に反映しなければならない。前期間の項目は、もしそれらが同時に特別でないなら、区別して公開されていない。</p> <p>修正利益を計算するために、年度の公開された正味利益（および損失）は、広義の特別あるいは例外の収益および費用項目によって、あるいは異なる会計選択の適用の結果である収益および費用によって修正される。</p>
<p>第9号 「研究および開発活動の会計」 (1978年7月)</p>	<p>ドイツでは契約のもとで発生しない研究および開発原価は、独立して資本化されないであろう。製造の基礎的研究および一般的開発は明らかに製品に優先するので、関連原価は製造原価の一部として資本化されないであろう。</p>

国際会計基準（IAS）	ドイツの会計基準
第10号 「偶発事象および後発事象」 （1978年10月）	<p>ドイツ企業は、偶発損失に備えなければならない。しかしどのような利得も認識されてはならない。</p> <p>発生していない偶発債務（例えば、第三者の債務に対して認められた保証および担保）は、貸借対照表上および注記で開示されなければならない。国際会計基準第10号とは対照的に、利益にはこのような責務から生じる偶発損失が負担させられる。</p> <p>決算日後に生じる事象に関する国際会計基準第10号の規定は、ドイツでみられる評価原則と全く一致している。</p>
第11号 「工事契約の会計」 （1979年3月）	<p>国際会計基準第11号とは対照的に、完成契約基準だけが、ドイツでは許可されている。実現主義は、売上事象と製造および譲渡される対象の顧客への完全な譲渡を必要とする。しかし、偶発損失が製造の間に認められるなら、契約途中の偶発損失についての規定は、不均等の原則に準拠するように定められなければならない。</p>
第12号 「法人税等の会計」 （1979年7月）	<p>国際会計基準第12号の規定とドイツの規定は、連結財務諸表の場合にのみ類似している。人的企業の財務諸表では、前納の課税の報告が選択的であり、商法第274条の公式化が曖昧であるということに加え、繰延税の完全な報告およびその省略は、どちらの場合にも等しく可能である。</p>
第13号 「流動資産および流動負債の表示」 （1979年11月）	<p>この基準とこれに類する商法の規定との間に、重要な違いは存在しない。</p>
第14号 「セグメント別財務情報の報告」 （1981年8月）	<p>ドイツでは、セグメント情報は売上にのみ要求され、また企業の通常の経営に典型的な財およびサービスのための販売組織を考慮して、活動の領域および地理的に境界が定められた市場が、他の領域とは十分異なっている程度においてのみセグメント情報が要求される。国際会計基準第14号と比較して、これ以上の詳細な説明はもはや必要ではない。分析が株の少なくとも25%を保有する会社に十分損害を与えそうである場合には、公開される必要はない。この規定は、個別財務諸表および連結財務諸表に関して、両者に適用される。</p>
第15号 「物価変動の影響を反映する情報」 （1981年11月） 第6号の改訂	<p>ドイツではこのような要求はない。唯一の例外は、後入先出法のような簡略化された評価方法の適用から生じる価値の低下を注記に公開することが義務づけられている。</p>

国際会計基準 (IAS)	ドイツの会計基準
第16号 「資産、建物および設備のための会計」 (1982年3月)	<p>歴史的原価で繰り延べられた資産に関する国際会計基準第16号の一般的条件は、ドイツの正規の簿記の諸原則に適合している。個別財務諸表および連結財務諸表ともに、切り上げの再評価は禁止される（もはや正当でない以前の価値切り下げを逆にする価値切り上げの例外とともに；いかなる環境のもとでも、資産の帳簿価値は原始的歴史的原価を超えてはならない）。</p>
第17号 「リース会計」 (1982年2月)	<p>ドイツでは、ファイナンス・リースの会計処理は、通常所得税目的のための会計処理に準拠している。資産が貸主あるいは借主のどちらの貸借対照表に示されるべきかという決定にあたっての基準は、国際会計基準第17号の基準と異なっている。しかし、基準の全体的な要旨は、ドイツでは通常、リース資産は貸主の貸借対照表に示されるということである。しかし、借主は、リース契約のもとで、責務に関する情報を財務諸表の注記に表示することが義務づけられている。</p> <p>オペレーション・リースには、ドイツにおける会計処理と国際会計基準第17号との間に実質的な違いは存在しない：賃貸料の支払いは借主側では消費され、また貸主側では賃貸料が帰属する期間における収益として記録される。</p>
第18号 「収益の認識」 (1982年12月)	<p>実現主義の解釈は、概して国際会計基準第18号に一致している。違いは：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財が広範な信用で売却される場所では、売上あるいは潜在的利益のどちらについても部分的な認識は存在しない。所有者のリスクが生じる時点に依拠しながら、実現した時に完全に認識される。 2. 製品の売却価額は、信用、保証等のような契約の異なる要素に価額の内異なる部分を帰属させるために、一般に維持されている。
第19号 「事業主の財務諸表における退職給与の会計」 (1983年1月)	<p>国際会計基準第19号に対して、ドイツでは、便益（年金）および間接的な協定（年金債務の資金提供）を保証するため、企業による直接的な責務のための会計処理に違いが存在する。1986年12月31日以降与えられた直接的な支援に対する責務について、年金の規定が定められなければならない。年金は発生主義を基準に計算される。間接的な協定について、年金資金、準備資金あるいは保険会社を通じて、一般に規定を設ける必要は存在しない。企業が会社に対して行う資金援助あるいは寄付は、財務諸表において費用として処理される。</p>

国際会計基準（IAS）	ドイツの会計基準
第20号 「国庫補助金の会計および政府援助の開示」 （1983年3月）	<p>ドイツでは、補助金の会計は論争される問題である。経済監査士機関の主な技術委員会は、投資補助金および許容額は補助される資産の経済的耐用年数にわたって収益として、貸方に記載されるべきであることを勧告している。費用としての補助金は、補助金で補填されるために費やされる費用として、同じように説明されるべきである。このアプローチは、IAS第20号と一致している。しかし、もう一つのアプローチは、実務において遭遇する。すなわち、受入総額の報告、補助金総額の即時貸方への記入。</p>
第21号 「外国為替レート変動の影響の会計処理」 （1983年7月）	<p>ドイツでは国際会計基準第21号とは対照的に子会社の連結財務諸表への転換のための規則は存在しない。しかし、経済監査士機関は決算日レートあるいはテンポラル法が適用されるべきということを告示している。シュマーレンバッハ協会の国外企業会計についての研究グループもまた、この見解を認めているが、テンポラル法を明らかに優先している。外貨取引に関して、主たる違いは、次の通りである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 準備金への換算差額の直接的な換算は、ドイツではあまり知られていない。 2. 連結した後も残っているプラスの換算差額は、考慮されない。 3. マイナスの差額を相殺するプラスの差額は、ある環境のもとでは考慮される。
第22号 「企業結合の会計処理」 （1983年11月）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際会計基準第22号におけるパーチェス法とともに、資産の評価が、取得するために費やされる資源に制限されるという保証は存在しない。すなわち子会社の資産の評価は親会社が子会社を引き受けるための取得原価に限定されない。このように子会社の資産の評価が再評価以前のプラスの暖簾の数値は、再評価後のマイナス暖簾に換算されることが可能である（商法と一致しない）。 2. 国際会計基準第22号19項のもとで、子会社買収に生じた暖簾は、耐用年数にわたる体系的な基準で収益力が償却されるかあるいは持分で即時相殺することができる。取得した年度以降4年内の償却は規定されていない。もしそれがマイナスの暖簾に関連するなら、マイナス合併差額は予想の低い利益が生じる期間に認識されるべきである潜在的収益として処理されうる（これは損益計算書でのマイナス暖簾の表示についての商法の規定と一致している）。しかし、もし、マイナス暖簾が「偶然の売買」から生じるなら、暖簾は公正な評価に類する非貨幣資産に配分されるべきである。これは商法では容認されない。

国際会計基準 (IAS)	ドイツの会計基準
	<p>3. 国際会計基準第22号項26-8のもとでは、子会社の正味資産の少数株の利益は、予想—取得評価を基準にして、あるいは過去—取得残存の公正評価を基準にして記録される（これは、帰属問題が存在しない場合には、商法の評価方法に一致する）。商法規定と比較することによって、国際会計基準第27号33項のもとで、少数株の利益は、貸借対照表の持分の一部として表示されるべきではない。</p>
<p>第23号 「借入費用の資産化」 (1984年3月)</p>	<p>ドイツ規定は、国際会計基準第23号に非常に類似している—資産の製造期間に生じる借用費用は、資産の繰延価値で資本化されるであろう。しかしこれは選択的で、実際ドイツの会社によってこのような処理が行われることは希である。</p>
<p>第24号 「特別利害関係の開示」 (1984年7月)</p>	<p>一般に利害関係者との取引の開示を求めるような一般的規定は存在しない。しかし、開示は特別の領域では行われる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社は財務諸表の注記に企業間の関係の存在についての情報を提供すべき義務があり、また商業登記簿に企業契約を記録すべき義務がある。 2. 関連株式会社は、株式会社が密接に関係する統制会社あるいは企業の誘導あるいは利害のために承認された測定で処理した独立の報告書を作成しなければならない。 3. ある項目について、すなわち受取支払勘定について、子会社あるいは参加利害関係者に関連する範囲の貸借対照表および損益計算書には指針が存在しなければならない。
<p>第25号 「投資の会計処理」 (1986年3月)</p>	<p>流動資産として分類された投資は、原価あるいは時価（引用された）評価の内低い方で評価される。国際会計基準第25号と対照的に、近い将来（決算日後）評価における下落が予想される項目の選択的控除もまた存在する。各資産は、個別に評価されなければならないし、フォートフォリオを基礎とせず、時価の開示は求められない。</p> <p>固定資産は、原価あるいは「帰属可能な評価」の内低い方で繰り延べられ、常に個別に考慮されなければならない。分配に関して、帰属可能な評価は、通常将来の収益の動向の正味時価として計算される。評価は、下落が永続的である場合にのみ、より低い「帰属可能な」評価に引き下げる義務が存在する。もし、永続的であるということが予想されないならば、その時は例外の減価が選択できる。</p> <p>投資は、比較的に高く評価されてはならない；取得原価は、決算日における価値がより高いことが明らかな場合でさえも、上限となり、客観的にまた経済的にも時価と比較して設定できる。</p>

国際会計基準（IAS）	ドイツの会計基準
第26号 「退職給付制度の会計と報告」 （1987年1月）	国際会計基準第19号についてのコメントを参照せよ。
第27号 「連結財務諸表と子会社に対する投資の会計処理」 （1989年4月）	<p>1. 連結財務諸表の作成義務における相違</p> <p>(a) 国際会計基準第27号第10項では、連結は、統制概念によって定義づけられている。統制は、引き受け親企業が、直接的か、あるいは間接的に議決権の50%以上を履行できる場合に存在する。引き受け親会社が、多数の議決権を有するにもかかわらず、事実どのような統制も執行されていないということを立証するならば、適切な連結財務諸表は作成される必要はない。それと対照的に、ドイツでは多数の議決権は、商法第295条～第296条の例外規定に準拠して、連結財務諸表を作成する義務をもたらしめている。</p> <p>(b) 国際会計基準には、国際会計基準第27号第10(a)–(b)が述べているように、統制にある他の権利あるいは議決が存在するならば、多数の議決が存在しない場合にでも確立される。ドイツでは、またこれらの権利の存在が、連結財務諸表を作成する義務をもたらし。いずれにしても、多数の議決権が存在する。その結果、もし、引き受けの親会社が実際連結の経営（連結の経済的概念）を遂行するならば、ある法的関係とは独立して連結財務諸表を作成する義務が存在する。</p> <p>2. 連結の範囲内における違い。国際会計基準第27号では、引き受け親会社が全ての国内および外国の子会社を含む基礎的義務に対する例外は、商法と比べ少ない。国際会計基準第27条に従って、現実的に異なる活動をとる子会社でさえも含まれる。資産あるいは経営に限定された権利における販売対象の保有株の場合には、子会社は、国際会計基準第27号に従って、排除されるべきである（商法では意見書である）。商法の規定の一部である連結からの不均等な費用の排除あるいは情報獲得の手間は、子会社が無関係な場合と同様に、また国際会計基準第27号では正確には言及されていないが、しかし全ての国際会計基準報告書に一般に適用されている重要性の原則から国際会計基準に同意しているように思われるであろう。</p>

次に、英米系と大陸系（ドイツ会計基準）の会計処理の調和化の問題とともに、ドイツの会計基準の検討の余地を引き起こした経済現象の一つとして、ダ

国際会計基準 (IAS)	ドイツの会計基準
	<p>3. 個別企業の財務諸表の基準化における違い：</p> <p>(a) 国際会計基準第27号第32項および商法に従って、統一的会計方針が連結財務諸表で用いられている。ドイツでは、国際会計基準とは対照的に、子会社の財務諸表は、引き受け親会社に適用される会計原則に適合しなければならない。国際会計基準第27号は、「統一的会計方針」を要求している。</p> <p>(b) 国際会計基準第27号に従って、非統一的項目の占める割合は、公開されるべきである；この情報は、商法によって要求されない。</p> <p>4. 内的連結利益の排除における違い。ドイツでは、内的連結利益の排除は、次のようであるならば、影響させる必要がない。</p> <p>(a) 譲渡あるいはサービスは、通常の市場金利で提供される。また内的連結利益あるいは損失の計算は、非合理的に高い原価に含まれるであろう。あるいは</p> <p>(b) 連結純利益は、財務状態および結果について真実かつ公正な概観の表示にとって重要でない。</p> <p>国際会計基準第27号には、どのような例外もみられない。しかし、重要性の原則は、全ての国際会計基準第27号基準に適用されるので、国際会計基準第27号第30項と商法の間には重要な違いがあってはならない。</p>
<p>第28号 「関連会社に対する投資の 会計処理」 (1989年4月)</p>	<p>ドイツでは、按分的に連結されていないジョイント・ベンチャーと選択的にも強制的にも連結されていない子会社である関連会社の投資のために、持分法が連結財務諸表に適用されている。商法では、持分法が投資家への資金譲渡に長期的制約を受ける場合には適用されるべきではないという規定は存在しない。</p> <p>1. 国際会計基準第28号に従って、持分評価は帳簿価値評価にのみ準じて説明される；ドイツでは、企業は帳簿価値評価法と資本割合法のどちらかを選択する。</p> <p>2. 商法に反して、必要な情報が認識され利用できる場合にも、内的会社利益が排除されるべき義務はない。</p> <p>持分法は個別財務諸表では禁止されている；取得原価が上限を示す。</p>
<p>第29号 「超インフレ経済下の財務 報告」 (1989年4月)</p>	<p>ドイツは、この基準の期間内における超インフレインフレーション経済は考慮されないであろう。このような状況を扱った会計規定は存在しない。</p>

国際会計基準（IAS）	ドイツの会計基準
第30号 「銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示」 （1990年8月）	銀行および保険会社のための特別な法的基準が存在する。
第31号 「ジョイント・ベンチャーにおける持分の財務報告」 （1990年12月）	ドイツはジョイント・ベンチャーとは異なる保護された形態（すなわち私法の組合関係）に適用できる特別の法形態をもっている。財務諸表における特別の処置は存在しない。 ジョイントで統制される実体が存在する場合には、按分的結合が適用されよう。しかし、また持分法に従ったジョイント・ベンチャーへの結合参加も可能である。

（出所） Ordelheide, D., Pfaff, D., *European Financial Reporting*, Germany, London 1994, S. 248-256により作成している。

イムラー・ベンツ社のNYSEへの上場が挙げられる。そこで、この上場の背景および決算報告の反響、ならびに会計処理について取り上げることにする。

注

- 1) ダイムラー・ベンツ社は、日本の東京証券取引所へ上場しているドイツ企業の一つであり、日本の会計原則との相違が生じる会計処理として、減価償却方法の変更が挙げられている[ダイムラー・ベンツ社、有価証券目録(監査報告書)、1989年、134頁]。日本の会計原則では、一度採用した減価償却方法は原則として変更してはならない。

V. 事例研究

1. ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場の背景

これまでドイツの資金調達には金融機関に依存していた。そして、またドイツ企業の資本市場での資金調達はまだ盛んであるとはいえない(表5-(1)参照)。しかし、国際的活動は、国外の資本市場への進出を招くことになるであろうし、事実、ダイムラー・ベンツ社の1993年のNYSEへの上場¹⁾は、国際会計の調和化が問題となっている現在、ドイツ国内また国外にも大きな反響を及ぼし、ダイムラー・ベンツ社の決算報告は、これまでアングロ・サクソン(アメリカ)の会計処理に比べ、ドイツの会計処理による決算報告結果は低いという一般的見解を覆した²⁾。このことによって、特にドイツ国内では伝統的な会計基準の検討の必要をもたらす契機を与えるになった。

NYSEへ最初に上場したドイツ企業は、ダイムラー・ベンツ社であり(表5-(2)参照)、さらに、バイエルン社(Bayer AG.)、ヘキスト社(Hoechst AG.)、ベ・アー・エス・エフ(BASF AG.)社がNYSEへの上場を計画している。最初、ダイムラー・ベンツ社はドイツ会計基準に準じた財務諸表の作成についての法案による上場の申請を行っていた[Baetge, 1993, S. 112]。この時、アメリカの株主は、おそらくドイツの財務諸表を承認するであろうし、国際的に活動している名声あるドイツの会社の株は、NYSEでも歓迎されるであろうと考えていた[Baetge, 1993, S. 112]といわれる。しかし、SEC(Securities and Exchange Commission=SEC)議長Ricard C. Breedenは、このドイツ会計基準に準拠した財務諸表のNYSEへの上場を拒絶した³⁾。その点で、GAAPに適合してのみ、外国株のNYSEへの上場を認可しているSECは、ヨーロッパのどこの証券市場よりも厳しい[Baetge, 1993, S. 113]といわれている。

表5-(1) 上場株式会社の数

年 末 の 状 況	1992			1993		
	合 計	国内会社	外国会社	合 計	国内会社	外国会社
オーストラリア						
シドニ	1073	1038	35	1107	1070	37
ベルギー						
ブリュセル	327	171	156	317	165	152
デンマーク						
コペンハーゲン	268	257	11	257	246	11
ドイツ	1259	665	594	1297	664	633
フィンランド						
ヘルシンキ	63 ⁴⁾	61 ⁴⁾	2 ¹⁾	127	126	1
フランス						
パリ	1008	786	222	934	726	208
ギリシア						
アテネ	164	164	0	150	150	0
イギリス/アイルランド	2392	1878	514	2412	1865	547
香港	413	386	27	477	450	27
イタリア						
ミラノ	228	225	3	222	218	4
日本						
東京	1770	1651	119	1777	1667	110
大阪	1168	1163	5	1184	1178	6
カナダ						
トロント	1119	1049	70	1193	1124	69
モントリオール	584	563	21	573	556	17
ルクセンブルグ	221	59	162	217	56	161
オランダ						
アムステルダム	562	314	248	541	314	227
ノルウェー						
オスロ	123	115	8	131	120	11
オーストリア						
ウィーン	160	112	48	155	111	44
ポルトガル						
リスボン	193	193	0	183	183	0
スウェーデン						
ストックホルム	118	108	10	112	105	7
スイス	420	180	240	485	236	249
スペイン						
マドリード	404	401	3	380	376	4
南アフリカ						
ヨハネスブルグ	683	652	31	647	615	32
アメリカ合衆国						
ニューヨーク証券取引所	2088	1968	120	2362	2203	159
アメリカ株式取引所	814	737	77	868	792	76
ナスダック	4111	k. A.	k. A.	4611	4318	293

注) 1) すべての市場セグメント 2) 投資資金なし 3) チューリッヒについてのみ1992年についての記載
4) 最初の市場セグメントのみ

(出所) Angaben der betreffenden Börsen bzw. Börsenvereinigungen und Europäischer Börsenverband, in: *Deutsche Börsen*, Jahresbericht 1993, S. 152.

表5-(2) ドイツ株の外国証券市場への上場

	阿姆斯特ダム	アントワープ	バルセロナ	バーゼル	ベルン	ビルバオ	ブリュセル	ジュネーブ	ロンドン	ルクセンブルク	マドリッド	ミラノ	3) ナスダック	証券取引所 ニューヨーク	パリ	ストックホルム	東京	ウィーン
AEG AG				X									X		X			X
Allianz AG Holding				X				X	X									
ASKO Deutsche Kaufhaus AG																		
普通株				X				X										X
優先株				X				X										X
BASF AG	X	X		X			X	X	X				X		X		X	X
Bayer AG	X	X	X	X			X	X	X	X	X	X	X		X	X	X	X
Bayerische Hypotheken-und Wechsel-Bank AG				X				X										X
Bayerische Motorenwerke AG				X				X										X
Bayerische Vereinsbank AG				X				X							X			X
Berliner Handels-und Frankfurter Bank				X				X										
Berliner Kraft-und Licht(Bewag)-AG	X																	
Commerzbank AG	X	X	X	X	X		X	X	X ¹⁾	X	X	X	X		X		X	X
Computer 2000 AG																		X
Continental AG				X				X										X
Daimler Benz AG				X				X	X				X	X	X		X	X
Degussa AG				X				X										
Deutsche Babcock AG				X				X										
Deutsche Bank AG	X	X		X			X	X	X	X			X		X		X	X
Dresdner Bank AG	X	X		X			X	X		X			X		X		X	X
Henkel KGaA				X				X										X
Hoechst AG	X	X		X			X	X	X ²⁾	X			X		X		X	X
IWKA AG				X				X										
Kaufhof AG 普通株				X				X										
Kaufhof AG 優先株				X				X										
Klöckner-Humboldt-Deutz AG		X					X								X			
Kraftübertragungswerke Rheinfelden AG				X														
Friedr. Krupp AG Hoesch-Krupp				X				X										
Linde AG				X				X										
MAN AG				X				X										
Mannesmann AG				X				X					X		X			X
Mercedes-Automobil-Holding AG				X				X										X
Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG																		
普通株	X			X				X					X					
優先株				X				X										
SAP AG								X										
Schering AG				X				X	X									
Siemens AG	X			X			X	X	X				X		X			X
Stratega-Ost-Beteiligungs AG																		X
Thyssen AG vorm. August Thyssen-Hütte				X				X	X ¹⁾				X		X			
VEBA AG	X			X				X										X
Vereinigte Elektrizitätswerke Westfalen AG				X				X										
VIAG				X				X										
Volkswagen AG																		
普通株	X	X		X		X	X	X	X	X	X	X	X		X		X	X
優先株	X	X		X		X	X	X	X	X	X	X	X		X		X	X
Wella AG				X				X										X

注) 1) 5月1日認可 2) 10月1日認可 3) 米国預託証券

(出所) Wertpapier Mitteilungen, in: Deutsche Börsen, Jahresbericht 1993, S. 156.

また、IASCの事務総長David Cairnsは、メキシコでの年次大会で、外国証券取引所への株の上場には共通の財務報告を必要とするという見解を公表している。そして、ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場は、一層共通の報告基準の必要を高めたといわれている。その後、ダイムラー・ベンツ社は、NYSEへの上場を望むために、アメリカの報告基準に準拠することに同意した(AP., 1993年10月28日)。

最初、1993年10月5日にダイムラー・ベンツ社の株はNYSEへ上場された。株の発行は、Goldmann Sachs & Co.によって管理されることになった。まず、アメリカ取引に移行する間、米国預託証券(American Depository Receipt=ADR)として上場されることになった(GMB., 1993年8月6日)。また、この上場にあたり、ダイムラー・ベンツ社がいかにNYSEへの上場を望んでいたかは、K. Kütingによる日刊紙からの引用からも想像できよう。「事実、ダイムラー・ベンツ社は、アメリカの要求に…非常に譲歩し、逆にSECがドイツの希望に理解を示したほどであった」[Handels Blatte, 1992年4月23日, in: Küting, 1994, S. 75]。そして、ダイムラー・ベンツ社の上場は、ドイツ企業の転換期¹⁾を示すことになったという見方がされている。というのは、この不景気、自動車販売の不振および子会社の営業拡充による打撃が緊急の資本の必要をもたらしたからである。このような事情のもとに、ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場が行われたと考えられる。次に、ダイムラー・ベンツ社の決算報告書の公表の結果、どのような反響があるかについて検討することにする。

注

- 1) ドイツ企業が、アメリカの証券市場にこれまで上場しなかった理由として、ドイツ企業がSECの要請、年度決算書の決算額、特に特別損益結果および自己資本をアメリカの会計原則に準拠して修正することを否定してきたからである。しかし、このような状況から逃避したのがダイムラー・ベンツ社である[Hebert, 1993, S. 380]といわれている。
- 2) ドイツ企業の中には、ドイツ基準に準拠した決算結果がアメリカ会計基準に準拠した決算結果より低いという一般的見解に適合する企業も存在すると考えられる。
- 3) SEC議長Breedonは、ドイツ会計原則について、多くの点で有利なところがあるが、

多くの諸国の投資家に利用されるような比較可能な財務結果、キャッシュ・フロー、内的収益率およびその他の資料に関する情報のレベルが資本市場への提供に適していない[Hebert, 1993, S. 380]と述べている。

2. 決算報告の反響

ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場は、表6に示されるような決算調整によって幾つかの反響を引き起こすことになった。

ダイムラー・ベンツ社の連結財務諸表は、1993年の四半期の決算では、ドイツの会計法に準拠し、税引後168百万ドイツ・マルクの金額を示した。それに対して、SEC基準に準拠して税引後949百万ドイツ・マルクの年度欠損が算出された。

表6 ダイムラー・ベンツ社の決算報告の調整表

(単位：百万ドイツ・マルク)

	1993年	1992年
純利益（ドイツ基準）	168	1,073
マイナス：少数株主	-51	84
調整利益（ドイツ基準）	117	1,157
プラス：適正利益への修正		
（控除・準備金・評価差額）	-1,615	-169
純利益	-1,498	988
アメリカ基準に準拠した他の調整		
長期契約	30	70
営業権の取得	-33	-35
営業譲渡	-	337
年金	-135	80
外貨換算	-7	161
金融商品	-293	-199
その他	67	-130
繰延税	920	-255
年金会計処理における変更の累積的效果	-	-52
アメリカ基準に準拠した純利益	-949	965

(出所) German Brief, Daimler-Benz on Wall Street (1993年10月8日付)。

そこでまず、このダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場の結果、EUからのドイツの公開規則への圧力がかかることになり、他方では、決算の純利益の減少に対してドイツの投資家の失望をもたらした、またアメリカのSECとの相互承認を期待していたヨーロッパの会社を激怒させたといわれている。なかでも、今後、EUにおけるドイツの公開法の修正および公開対象の会社の拡張が予想される。さらに、ダイムラー・ベンツ社のウォール街への進出のためのSECとの主な論争の中心は、現金準備金(cashreserves)の公開であったといわれている。それは、ダイムラー・ベンツ社の会計手続きのなかで修正すべきもっとも重要な点は、会社が今や隠された積立金を暴露しなければならないということであった。ドイツの会社のこのような公開されない現金積立金を保有する能力は長い間話題になっていたことである。つまり不景気の年度には、利益計算に準備金をもたらすことによって、あるいは好景気の年度には、準備金に利益を積み立てることが会社に認められる。戦後の産業保護として、外国の競争相手から基礎的貸借対照表の強さを隠すことが認められていた[GMB., 1993年10月8日]といわれている。また、ドイツの主要な企業の多くは、情報を隠すために必死に戦っている[GMB., 1993年10月13日]とさえいわれている。

SECの議長Ricard Breedenは、フランクフルトの会議で、アメリカの証券取引所が、株発券者側の利益のためではなく、投資家保護のために稼働しているということ、とりわけ、一般大衆の信頼を守ることを保証し、市場が公的また誠実に営まれることを述べている。この点にも、ドイツの財務諸表の債権者保護、アメリカの投資家保護という財務諸表哲学の違いが現れている。

さらに、ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場が注目されるもう一つの理由に、ドイツ企業が資金調達を金融機関に依存していたこれまでの傾向に一つの変化がみられることである。つまり、「ほとんどの製造部門が広範囲に及ぶリストラに直面し、中部および東部ヨーロッパへの投資に融資する必要と関係して、資本を必要とするドイツ企業が資本提供する銀行の能力では間に合わなくなった」[GMB., 1993年10月8日]という指摘は

注目すべきではないであろうか。

他方、ドイツの会計研究者への反響も大きかったといえる。これまで、ドイツの会計処理は、保守主義を基礎とした債権者保護を目的とし、前述の通り、おそらくアングロ・サクソンおよびアングロ・アメリカ系の会計基準に基づく財務諸表結果より低い数字となるであろうという見解が定着していた。しかし、今後、国際会計基準による財務諸表の調和化、また1990年の「比較可能性および改善」プロジェクトを巡り、ヨーロッパ大陸法系の会計基準の検討の必要に迫られることになった。

そこで、次に、研究者からのダイムラー・ベンツ社の会計処理の検討について触れる必要があるだろう。しかし、この点については、詳細な営業報告書における分析が必要と考える。紙面の都合上、次稿に譲り、ここでは問題提起にとどめたい。

3. 会計処理にみられる会計政策

K. Kütingによれば、ダイムラー・ベンツ社がこれまでの会計処理において継続性の原則があるにもかかわらず、会計手続きの変更を行っていることを取り上げている。つまり、「ダイムラー・グループが、適用した会計処理および評価方法を数年以内に — 継続性の命令があるにもかかわらず — 「根拠ある例外として」（商法第252条第2項）逸脱してもよいとして、四度の基本的変更を行っている。いかなる根拠によって、ダイムラー・グループが、度々継続性の原則の違反を正当化しているのか。これを探求することは興味深い」[Küting, 1993, S. 370-371]と述べている。しかし、監査証明書では年度決算書がG A A Pに一致し、ドイツ会計法を逸脱していないことを証明しており、監査証明書では、数年内の「根拠ある例外」は公表されなければならないことから、四度の例外はすでに1992年の年度決算書で公表されている[Küting, 1993b, S. 370-371]とされる。

次稿で、ダイムラー・ベンツ社の財務諸表における具体的な会計政策について分析することにする。

VI. 結びに代えて

これまで、ドイツにおける国際会計の領域では、EC会計指令と国内法との調整のための会計が問題にされてきた。しかし、1990年のIASBの「比較可能性および改善」プロジェクトを契機に、EC委員会とIASBの相互関係がみられるようになったこと、また企業の国際化にともない企業の資本市場への進出の関心の深まりとともに、IASが従来の法的拘束のない勧告としての基準から、IOSCOによって支持されるという背景によって、各国から注目されつつある基準へと展開されている。特にダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場によってIASへの基準の関心が国際的に一層深まり、ドイツの巨大企業の転換期を示すような状況がみられる。つまり、ダイムラー・ベンツ社のNYSEへの上場という一大事件は、ドイツでは、伝統的会計慣行である「秘密積立金」に「公開」というアングロ・アメリカ系の「公正な表示原則」の波及を認めざるをえない。というのは、今後EUからは、「公開」拡張がもとめられることになるのではないかという懸念があるからである。またドイツの会計基準の再検討の契機が与えられることになったことも確かである。

そして、この検討には、ドイツの会計処理が商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則、ドイツ企業の金融機関からの資金調達、保守主義に基づく債権者保護を基礎としていることに注意が向けられる。他方、アングロ・サクソン系の会計処理には、資本市場における投資家保護を基礎に「公正な表示原則」が重要な会計原則となっている。

財務諸表の国際的調和化が問われる現状では、ドイツとアメリカの対照的な財務諸表哲学に基づく会計処理を探究することは重要であり、今後の研究課題として各国が取り組むべき問題でもあろう。貸借対照表補助計上の会計処理は、EC会計指令との調整を目的に、イギリスを中心としたアングロ・サクソン系の会計処理が、国内において静的および動的アプローチによる研究方法で検討されていた。しかし、現在では、IASを巡って、アングロ・アメリカ系の会計処理との調和化が問題となり、期間損益計算を基礎とした会計処理が国内の

問題から国際的な会計問題へと発展してきているといえるのではないだろうか。

参考資料

Baetge, Jörg (1993), Harmonisierung der Rechnungslegung—haben die deutschen Rechnungslegungsvorschriften noch eine Chance?, in: *Internationalisierung der Wirtschaft*, Köln und Berlin 1993.

Biener, Herbert/Berneke, Wilhelm (1986), *Bilanzrichtlinien-Gesetz*, Düsseldorf 1986.

Biener, Herbert (1993), Die Rechnungslegungsempfehlungen des IASC und deren Auswirkungen auf die Rechnungslegung in Deutschland, in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis* 1993, S. 345-356.

Deutsche Börsen AG. (1993), *Jahresbericht 1993*, Frankfurt am Main 1993.

Eisolt, Dirk (1993), *US-amerikanische und deutsche Konzernrechnungslegung*, Hamburg 1993.

Eisolt, Dirk (1986), Unterschiede in der Bilanzierung und Bewertung von Kapitalgesellschaften in Deutschland und Großbritannien, in: *Der Betrieb* 1986, S. 1237-1241.

Goebel, A., Fuchs, M. (1994), Rechnungslegung nach den International Accounting Standards vor dem Hintergrund des deutschen Rechnungslegungsrechts für Kapitalgesellschaften, *Deutschessteuerrecht* 24/94, S. 874-880.

Haller, Axel (1993), Die Rolle des International Accounting Standards Committee bei der weltweiten Harmonisierung der externen Rechnungslegung, in: *Der Betrieb* 1993, S. 1297-1305.

Haller, Axel (1991), *Die Grundlagen der externen Rechnungslegung in den USA*, 3. Aufl., Stuttgart 1991.

Karel van Hulle (1994), Das Europäische Bilanzrecht, in: *Wirtschaftsprüfer Kammer Mitteilungen* 1994, S. 9-17.

Kleber, Herbert (1993), Amerikanische Rechnungslegungsgrundsätze: Vorbild für Europa?, in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis* 1993, S. 380-399.

Küting, Karlheinz (1994), Zur Problematik internationaler Rechtsangleichung von Bilanzierungsvorschriften, in: *Wirtschaftsprüfer Kammer Mitteilungen* 1994, S. 69-77.

Küting, Karlheinz (1993a), Europäisches Bilanzrecht und Internationalisierung der Rechnungslegung, in: *Der Betrieb* 1993, S. 30-38.

Küting, Karlheinz (1993b), US-amerikanische und deutsche Bilanzierung im Vergleich—unter besonderer Berücksichtigung der Konzernrechnungslegung und des Daimler-Benz-Listing in New York, in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis* 1993, S. 357-379.

Niessen, Hermann (1992), Zu den jüngsten Entwicklungen des Bilanzrechts der

Europäischen Gemeinschaft, in: *Rechnungslegung und Prüfung 1992*, Düsseldorf 1992.

Ordelheide, Dieter, Pfaff, Dieter (1994), *European Financial Reporting*, Germany, London 1994.

Probst, Hebert (1992), Mehr angloamerikanische Rechnungslegung in der EG durch geänderte Verfahren?, in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis 1992*, S. 426-440.

Rost, Peter (1991), *Der internationale Harmonisierungsprozeß der Rechnungslegung*, Frankfurt am Main, Bern, New York, Paris 1991.

Schruff, Wienand (1993), Die internationale Vereinheitlichung der Rechnungslegung nach den Vorschlägen des IASC—Gefahr oder Chance für die deutsche Bilanzierung?—in: *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis 1993*, S. 400-426.

Siebourg, Peter (1992), Neue Entwicklungen der Rechnungslegung in der EG, in: *Gesellschaft für Computeranwendungen mbH, Konzernabschluß in der Praxis*, Wiesbaden 1993.

Sonnemann, Erik (1989), *Rechnungslegung, Prüfung, Wirtschaftsrecht und Steuern in den USA*, Wiesbaden 1989.

ダイムラー・ベンツ社, 1989年有価証券目録書

(日刊紙)

German Brief, “Financial Disclosure-Well-Kept Secrets” (1993年10月13日付).

German Brief, “Daimler-Benz on Wall Street” (1993年10月8日付).

German Brief, “Daimler-Benz to be listed on New York Stock Exchange (1993年8月6日付).

The associated press, “World Foreign Stock Exchange Boom Requires Common Reporting, Specialists Say” (1993年10月28日付).

「国際会計基準, 各国受入れ難しい」『日本経済金融新聞』(1994年4月27日付)

「時価評価やヘッジ会計 — 日証協が導入支持 — 」『日本経済新聞』(1994年6月24日付).

※ “German Brief” および “The associated press” は, 日経テレコムによる情報である。